

# 重大な消防法令違反建物は 公表します！

## ●違反対象物の公表制度とは

建物の利用者自らがその危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の判断ができるよう、建物の消防法令違反情報を公表する制度です。

## ●公表の対象となる建物は

飲食店や百貨店等、不特定多数の人が利用する建物や病院及び社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。



## ●公表の対象となる違反は

建物に義務付けられた消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備設備）が設置されていない重大な消防法令違反です。



## ●公表の手続き及び公表の方法は

立入検査の結果を通知した日から14日経過しても、なお、公表の対象となる消防法令違反の是正が認められない場合、児玉郡市広域消防本部のホームページに建物の名称、所在地、違反内容などが掲載されます。

## ●建物関係者のみなさまへ

飲食店、物品販売店舗などが建物に入居する場合や建物の増改築を行う場合は、新たに防火管理者や消防用設備等が必要になるおそれがありますので、事前に消防本部予防課までご相談ください。

## 問い合わせ先

児玉郡市広域消防本部  
予防課  
本庄市西富田904番地3  
0495-24-8392

